



インフルエンザ予防接種助成を本年度も行います

助成対象者

- ・組合員及び被扶養者

※接種日時時点で組合員又は被扶養者資格を喪失している場合は助成対象外となります。

助成対象期間

- ・令和5年10月～令和6年1月末まで

※上記期間外に接種したものは助成対象外となります。

※下記契約医療機関以外で接種したものは助成対象外となります。

助成額

- ・上限1,000円（年度内ひとりにつき1回のみ助成）

※接種費用が1,000円未満の場合は、実費相当額を助成します。

※居住地の市区町村や他の団体から助成がある場合は、それらの助成額を差し引きし、本人が医療機関の窓口にて支払った額を対象に助成します。



※助成の利用には「インフルエンザ助成補助券」が必要です。所属所共済事務担当課で交付を受け、受診時に必ず病院窓口で提示してください。

(注) 契約医療機関の一覧は、右記のQRコードを読み取ってご確認ください。また、本組合ホームページ内お知らせにも掲載しています。



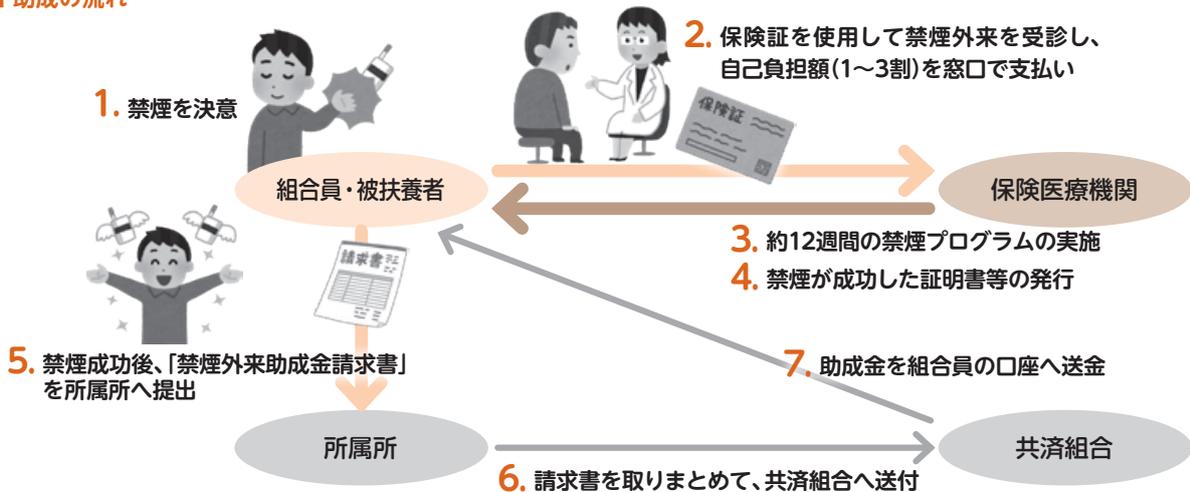
禁煙外来助成を本年度も行います!

たばこを吸うことによる健康被害は肺以外にも、がん・循環器・呼吸器・生活習慣病、妊娠周産期の異常、歯周病など、広範な健康影響が喫煙により引き起こされることが知られるようになりました。

共済組合では、禁煙外来受診による自己負担額への助成事業を行っています。



- 助成対象者 20歳以上の組合員及び被扶養者で禁煙に成功した方
- 助成額 健康保険適用の禁煙外来にかかる自己負担額(医療費の1～3割)相当額
- 助成の流れ



- その他
 - ① 助成回数は、年度内1回のみとなります。
 - ② 治療終了前に資格を喪失した場合、禁煙治療を中断した場合及び禁煙を達成できなかった場合は、助成対象外となります。
 - ③ 助成金の請求書には、医療機関が発行する「領収書・診療明細書(5回分)」及び「禁煙が成功した証明書」の添付が必要となります。